

豊川市生活に役立つ社会資源サービス情報に関する実施要領

1 目的

豊川市生活に役立つ社会資源サービス情報に関する実施要領（以下「要領」という。）は、市民の在宅生活を支える生活支援や市民の社会参加に関する情報（以下「生活に役立つ社会資源サービス情報」という。）の選択に資することを目的として、市内における生活に役立つ社会資源サービス情報の収集、利用等の事務手続等を定めることとする。

2 実施主体

実施主体は豊川市とする。市は、生活に役立つ社会資源サービスを行う者から提出される生活に役立つ社会資源サービス情報を収集し、適正に利用する。

情報収集に係る事務は、地域包括支援センターにおいても行うことができる。地域包括支援センターが収集した場合は、速やかに市へ報告するものとする。

3 実施方法

(1) 期間

生活に役立つ社会資源サービス情報の利用期間は、その情報を市が審査・承認した日から当該年度の年度末までを単位として実施する。ただし、内容に修正がない場合は、継続して情報を利用するものとする。

(2) 対象となる生活に役立つ社会資源サービス情報

対象となる生活支援等サービスの情報は次のとおりとする。

対象サービス	内容
見守り・安否確認	地域の町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等と共に行うサービス。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれる。（新聞店・警備会社等）
配食（＋見守り・安否確認）	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービス。（配食サービス等）
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービス。（訪問型サービス・便利屋・自費ヘルパー等）
生活支援	外出や移動が困難な方に対する日常生活用品の宅配や訪問を行うサービス。（移動スーパー、食材や灯油等の宅配、訪問理容等）
外出支援	通院や買物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービス。（タクシー・介護タクシー等）
地域の集いの場	<ul style="list-style-type: none">・住民やNPO団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニティサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービス。・スーパーやコンビニ、飲食店等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等多様なサービスを組み合わせたサービス。・介護をしている家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービス。

	(地域のサロン・企業のサロン・認知症カフェ等)
出前講座	企業や各種団体が主体となって開催する講座やセミナー等
その他	上記には該当しないサービスで、市長が適当と認めるサービス。

(3) 対象となる生活に役立つ社会資源サービス情報に関する基準

次に定めるものの情報は、対象としない。

- ① 各種法令に違反しているもの
- ② 市の信用又は品位を害する恐れのあるもの
- ③ 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身がこれらに関与すると
思われるもの
- ④ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のい
ずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 責任の所在が明確でないもの
 - エ 情報の内容が明確でないもの
 - オ 国、地方公共団体その他公共の機関が、そのサービスなどを推奨、保証、指
定等をしているかのような表現のもの

(4) 生活に役立つ社会資源サービス情報の提出

生活に役立つ社会資源サービスを行う者がその生活に役立つ社会資源サービス情報の周知を希望する場合は、市または地域包括支援センター（以下「市等」という。）へ、豊川市生活に役立つ社会資源サービス情報提供書（様式1-1又は1-2）を提出する。

(5) 生活に役立つ社会資源サービス情報の活用

市は、提出された豊川市生活に役立つ社会資源サービス情報提供書（様式1-1または1-2）について、その内容を審査のうえ適当と認められるときは、その情報を必要とする各課において、紙媒体、オンラインあるいは窓口等により周知・紹介を行う。なお、この周知・紹介にあたり、生活に役立つ社会資源サービス情報の提供者の費用負担は発生しないものとする。

4 情報の更新

- (1) 生活に役立つ社会資源サービス情報の提供者は、周知された情報の内容に変更があった場合は、変更事項を記載した豊川市生活に役立つ社会資源サービス情報提供書（様式1-1または1-2）を市等に提出するものとする。
- (2) 市は、生活に役立つ社会資源サービス情報の提供者からの変更事項の提出に基づき、内容を確認のうえ情報の更新を行う。

5 登録情報の取消し

市は、次のいずれかに該当するときは、当該情報を取り消すことができる。

- (1) 生活に役立つ社会資源サービス情報の提供者から、情報の取り下げの申し出があったとき。
- (2) 生活に役立つ社会資源サービス情報の内容等が変更され、「3-(3)周知の内容に

- 関する基準」に反しているとき又はそのおそれがあるとき。
(3) その他、当該情報が適切でない認められるとき。

6 情報提供者の責任

生活に役立つ社会資源サービス情報の提供者は、情報の内容等に関する一切の責任を負う。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。